

起債について

左記のとおり起債するものとする

記

一 起債金額 金貳百拾萬円也

一 起債目的 簡易水道新設事業費に充当するため

一 利率 年壹割以内

一 借入先 郵政省簡易保険局

一 借入時期 昭和三十一年度

財政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる

一 償還方法 借入先の貸付条件による

一 償還賦課

但し、賦課の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し若しくは低利債に借換えることができる。
税収その他一般大入

昭和三十七年十二月三日提出

三朝町長 坂出 雅 子

昭和三十七年十二月三日原案可決

三朝町議会議長

矢田 秀 雄

鳥取県 東伯郡 三朝町 議 長 印